

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第33回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年6月16日（木）9：59～12：30

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○山内委員長

定刻となりましたので、ただいまから第33回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

まず、最初に事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、幡場松彦副会長・専務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力エナジーパートナー株式会社、佐藤美智夫常務取締役、国際石油開発帝石株式会社、奥園和人天然ガス供給ユニット ジェネラルマネージャー、石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、押尾信明常務理事、三菱総合研究所、土屋和之社会公共マネジメント研究本部政策マネジメントグループ主任研究員が出席されています。また、消費者庁、総務省、公正取引委員会から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

(1) 費用便益分析について

(2) 小売全面自由化の詳細制度設計等について

①導管整備方針について

②新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について

○山内委員長

それでは、早速でございますが、議題に入りたいと思います。本日は、まず、議題1として費用便益分析について、これを三菱総合研究所から資料3に基づいてご説明いただきます。その後、事務局から資料4、小売全面自由化の詳細制度設計等について、このご説明をお願いしたいと思います。全ての説明が終了した後に委員の皆様からご質問、ご意見を受けたというふう

思います。

それでは、まず、三菱総合研究所から資料3についてご説明をお願いいたします。

○土谷オブザーバー

それでは、資料3の天然ガスパイプラインの費用・便益の試算についてということでご説明を申し上げます。

まず、1枚目をめくっていただきましてシート1ですけれども、今回、分析対象とするルートについて掲載させていただいております。これは前回の小委員会の提出資料から抜粋させていただいたものですが、まず、天然ガスの利用を向上させるための導管、これを需要ルートというふうに呼ばせていただいておりますけれども、これについては前回、ご提案があったとおり、苫小牧・室蘭ライン、廿日市・柳井ライン、坂出・松山ラインの三つのラインについて分析を実施いたしました。

さらには2ページ目にいきまして、地下貯蔵施設を十分に活用するための導管につきましては、地下貯蔵ルートというふうに呼ばせていただいておりますけれども、これについては新潟・多賀ライン、新潟・三田ライン、新潟・川口ライン、磐城沖・日立ラインの四つのルートについてモデルルートとさせていただいております。これは、単に費用便益分析を行うモデルルートとしてのご提案としてご留意いただければと考えております。

続きまして、実際の便益の計算の枠組みについて、3ページ目に需要ルートについて掲載させていただいております。需要ルートにつきましては、平成24年度の広域天然ガスパイプライン整備に関する費用便益分析の検討等、これは当社が受託させていただいたものですが、ここにおいて検討させられた手法をもとにしております。この検討に際しましては、本小委員会の委員でいらっしゃいます山内先生、福田先生にご協力いただいて、検討を進めたものでございます。それに加えて、有識者ヒアリング等も踏まえて計算を行っております。

具体的な計算式については、当該事業の報告書の中で提示させていただいておりますので、詳細は割愛させていただきますけれども、今回の便益項目としては、主な便益項目でありますガス市場における価格・需要変化に伴う需要家及び供給者便益、例えば供給者であればガスの輸送コストが削減されるですとか、ガス事業者の販売量が増加して利益が増大するですとか、あるいは需要家のほうがエネルギー調達コストを削減できるとガス価格が低下して、エネルギーコストが低下すると、そういった便益を計算させていただいております。

さらに第三者便益といたしまして、環境改善便益、CO₂が減少して温室効果ガスが減るといった便益ですとか、石油関連の税収の変化、これは石油使用における便益を計算すると、最終的に税収の変化に一致するというのが理論的な展開からございまして、そういった便益も計上させて

いただいております。また、パイプラインの建設費等はエンジニアリング会社の協力を得て算出しております。プロジェクトライフ、事業の期間ですけれども、全体を30年間とさせていただいております。社会的割引率は国交省のガイドラインに従って4%と設定させていただいております。

さらに4ページ目が地下貯蔵ルートになります。これにつきましては、今回、新たに検討したものですけれども、表の（１）季節間LNG調達コスト値差と、（２）の設備の効率的活用によるコスト減といった２項目を対象とさせていただいております。ほかにもさまざまな便益項目が考えられたのですが、今回は分析に必要なデータ整備ですとか、そういった対応を限られた時間の中で行うことが非常に難しいということで、試算の対象外とさせていただいております。

まず、（１）の調達コスト値差といったところですが、過去の時系列のLNG価格データから、地下貯蔵施設からの排出期間と排出期間以外の価格差に需要変動量を乗ずることによって、計算するという形をとらせていただいております。（２）の設備の効率的活用につきましては、いろんなものが考えられたのですが、今回はLNGタンクの増設を回避できるといったものと、これからLNGタンクを更新することを回避できると、そういったことを効果として盛り込んでおります。プロジェクトライフと社会的割引率は、需要ルートと同じ設定とさせていただいております。

５ページ目が地下貯蔵ルートにおける前提条件ですが、（１）の価格につきましては、例えばLNG価格についてはJKMのデータを用い、排出期間につきましては、事業者様の資料から検討させていただいております。設備の回避コストにつきましては、小委員会の資料に増設コストの計算がありましたので、そういったものを活用させていただいたり、あるいは各社のLNGタンク総容量等につきましては、ヒアリングさせていただいた結果を参照させていただいております。また、設備更新時期等は設置時期より50年後と設定しておりますけれども、これは必ずここで更新されるというよりは、今回の検討の仮定というふうに考えていただければと考えております。

さらに6ページ目に地下貯蔵ルート試算における費用の考え方がございます。地下貯蔵ルートにつきましては、パイプライン関係コストと地下貯蔵施設関係コストの両方がございますが、まず、パイプライン関係コストにつきまして、建設費ガス流量と口径について、このような設定をさせていただいた上で、各ルートを敷くときに開削、シールド、トンネル、いろんな工法で検討しますので、工法別の建設単価を設定しまして、それに延長距離を乗じてブースターステーション等の費用を加えて建設費用を算出しております。また、磐城沖海底PLについては、海外の海底PL敷設事例に関するコストを考慮させていただいております。操業費については過去の報告書等を参照させていただいております。

さらに地下貯蔵施設の建設費につきまして、東京ガス様が過去の調査報告書で検討されているので、ここから今回の対象となるような建設コストといったものを抽出して、算出をさせていただいております。操業費についても東京ガス様の過去の報告書を参照させていただいているところです。

7ページ目、8ページ目の結果となります。7ページ目が需要ルートの結果となっております。ご覧になっていただいて、(2)の第三者便益がマイナスになっている点がやや目立ちますけれども、石油関連税収の変化がマイナスになっているということに起因するものでございます。また、ここに挙げた便益は二つのみですけれども、これ以外にも多様な項目が考えられるので、この便益が全ての効果を表現するものではないといったことは、ご留意いただければと考えております。また、石油系燃料から天然ガスへの燃料転換ポテンシャルにつきましては、今回、転換率といったものを設定していますけれども、それを50%と仮定しております。これは平成24年度調査に準じた設定ですけれども、こういった強い仮定を置いた結果であるといったことは、ご留意いただければと考えております。

その上で、便益と費用を今回、比較してみますと、ルート1については便益が費用を上回り、その他ルートにつきましては、便益が費用を下回った結果となっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、いろいろな項目が入っていないといったところがございますので、その点にご留意いただければと考えております。

8ページ目が地下貯蔵ルートの結果でございます。こちらでも今回、便益項目は二つのみですけれども、ここに挙げた便益項目以外にも例えば年度をまたいだ運用便益ですとか、緊急時対応の強化による効果ですとか、そういったものが効果として有すると考えられますので、この便益が全ての効果を表現するものではない点にご留意いただければと考えております。地下貯蔵ルートにつきましては、ご覧いただければわかりますとおり、ルート1から4につきまして全て便益が費用を下回るといった結果となっております。これにつきましては、クッションガスのコストが高いですとか、シールド工法の部分がかなりありますので、そういったものが高いと、そういった単価の高さといったものがコストにはね返っている部分があるのかなと考えているところがございますが、これにつきましても効果が全て入ったものではない点は、ご留意いただければと考えております。

最後、9ページ目に試算結果を踏まえた考察をまとめさせていただいております。

まず、1点目ですけれども、これまでも申し上げたとおり、需要ルートにつきましては燃転率50%ですとか、あるいはパイプラインに連結されたときの価格が低下するといった、いろんな強い仮定を置いております。さらに地下貯蔵ルートにつきましても、将来的にスポット取引が可能

な市場が十分に整備されるですとか、ガス事業者の季節間の価格をにらみながら、リスクのある取引を実施することが可能になるといった強い仮定を置いていますので、そういった強い仮定のもとでの試算結果というふうにご留意いただければと考えております。

また、需要ルート、地下貯蔵ルートともに、今回の計測手法といったものは開発途上ですので、今後の改善に向けた検討が必要であろうと考えております。また、今回、便益として定量化できない項目が多かったものでございますから、費用便益比といったものは具体的には提示しておりません。

最後に書きましたとおり、需要ルートにつきましては3ルート中2ルートについては便益が費用を下回ったものの、残り1ルートでは便益が費用を上回っております。地下貯蔵ルートについては、全てのルートで便益が費用を下回っておりますけれども、新規事業による便益ですとか、そういったものを考慮していないので、そういった便益の上乗せといったものが想定されるでしょう。また、セキュリティ向上効果など定量評価できない便益について、これから評価を加味していく必要があるというふうに考えております。

以上で本資料の説明を終わらせていただきます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

では、続きまして事務局から資料4に沿ってご説明をお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

資料4に沿って導管整備方針についてご説明させていただきます。別途、資料5として整備方針（案）をお配りしております。こちらのほうは適宜、ご確認いただければ幸いです。

資料4の2ページ目を開いていただければと思います。先ほどご説明いただいた費用便益分析は、あくまでもモデルルートに係るものとして行ったものです。少なくとも現時点においては、整備すべき具体的なルートとしてのご提案ではありませんが、費用便益分析の方法、特に便益の考え方については本日のご議論も踏まえ、さらに整理する必要があると考えています。また、天然ガスパイプラインの整備を下支えする制度的措置としまして、天然ガスパイプラインの整備促進に資する需要調査、需要開拓に係る費用については、託送料金原価への算入を可能とするなどの措置を講ずる予定です。天然ガスパイプライン整備における国の役割は、こうした環境整備を行うというものと認識しております。天然ガスパイプラインの整備主体は、あくまで民間事業者であることを踏まえれば、整備すべき天然ガスパイプラインの具体的なルートを国のみが選定し、これを一方的に民間事業者に提示するという手法は適當ではないと考えます。今般の導管整備方針は、整備すべき具体的なルートを示すものではないと整理しています。

3 ページです。今後、必要な天然ガスパイプラインの整備を具体的に進めるためには、その導管の要件や整備主体などを決めていく必要があります。例えば電力については、電力広域的運営推進機関において必要な送配電ネットワークの整備を進めるための仕組みとして、下段枠囲いのような仕組みが整えられています。広域機関の発議、事業者の提起、国の審議会などからの要請を受けて、整備すべき個別具体的な送配電ネットワークの基本要件、整備主体、受益者、費用の負担割合などを詳細に検討することとなっています。

4 ページに、広域系統整備委員会のメンバーを記載しております。古城先生を委員長に、中立的な委員と事業者の委員から構成されています。こちらが電力の例であります。

5 ページです。ガスについても必要な天然ガスパイプラインの整備を具体的に進めるための仕組みとして、国において先ほどの広域機関の仕組みに倣った仕組みを整備することとしてはいかがでしょうか。具体的には、我が国の天然ガスパイプラインの整備については今後、事業者の自主的な取り組みに委ねた場合には、部分最適的な整備にとどまる可能性が高く、全体最適的なパイプライン形成が図られるとは限られないということを肝に銘じつつ、①天然ガスの利用向上、②地下貯蔵施設の活用、③競争促進、④供給安定性の向上などの観点から、引き続き検討することとしたいと考えます。国の発議、ガス供給事業者の提起、需要家の提起によって検討プロセスが開始される下段枠囲いのような仕組みの中で、具体的な検討を行っていくこととしてはいかがでしょうか。また、こうした検討を円滑に進めるため、導管整備に関する専門的知見を有する中立者や事業者で構成される会議体を設置することも、あわせて検討する必要があるのではないのでしょうか。

他方、次のページですけれども、関係事業者におきましては、こうした検討プロセスが開始されることを待つことなく、それぞれの立場において全体最適的な天然ガスパイプラインをどのように整備していくかを主体的に考え、これを実行に移していくことが期待されることをあえて申し添えたいと思います。

導管整備については以上です。

続いて8 ページ、消費機器調査などの委託についてです。開閉栓の論点については、11月の第25回の本小委員会において整理したところですが、新規参入者たるガス小売事業者が消費機器調査などの業務を、既存のガス会社などに対して委託しやすい環境を整備するための方策については継続論点となっていました。

開閉栓については9 ページ、10 ページのとおりですが、復習をさせていただきますと、10 ページの四つのパターンに整理をしております。Aは導管事業者と小売事業者がともに需要場所に行くケースです。導管事業者が内管漏えい検査を行った後、小売事業者が消費機器調査を行

うことになります。Bは導管事業者の後、例えば別日に小売事業者が需要場所に行くケースです。二度の来訪があるため、需要家の利便性を考えると推奨されない形と考えています。Cは小売事業者が導管事業者よりも先に行くケースです。導管事業者による内管漏えい検査の前にガスを流すこととなるため、保安上、適当ではないと整理されています。Dは導管事業者と小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケースです。こうした委託をしやすい環境を整備するための方策が本日の論点となります。

13ページ、14ページの図でご説明します。新規参入者たるガス小売事業者が消費機器調査などの業務を既存ガス会社の関連会社などに委託する場合には、13ページの①の当該関連会社などに対して直接委託するケースと、14ページの②の当該既存ガス会社を通じて、その関連会社などに委託するケースが想定されます。

まず、13ページのケース①の場合には、以下の行為を既存ガス会社の関連会社などの望ましい行為として位置づけることとしてはいかがでしょうか。図の下にあります二つになります。一つは新規参入者に係る消費機器調査などの業務を既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託すること、もう一つは新規参入者が受託した業務を行う中で、需要家と接触する際に当該既存ガス会社に関する営業活動を行わないこと。一番右に書かれているとおり、既存ガス会社は関連会社などとの契約において、これを担保することが望ましいと考えます。

11ページに戻っていただきまして注1ですけれども、今、ご説明した望ましい行為とは、既存ガス会社の関連会社などがガス事業の健全な発達を図るために積極的に取り組むべき行為です。これとは別途、問題となる行為という整理があります。問題となる行為とは、ガス事業法の規定に基づく業務改善命令などが発動される原因となり得る行為ですが、そもそも、こうした関連会社などは同法の射程外であるため、問題となる行為として位置づけ、これに違反した場合に同法の規定に基づく業務改善命令などを発動することができません。したがって、望ましい行為と位置づけたいと考えます。また、これらの既存ガス会社の関連会社などの望ましい行為については、後ほどご説明するケース②の場合においても同様としてはいかがでしょうか。

注2であります。例えば新規参入者が比較的容易な消費機器調査をみずから行う一方、手間ひまのかかる消費機器調査のみを関連会社などに委託する場合には、合理的に説明できる金額である範囲内において、既存ガス会社からの委託よりも高い単価を請求したとしても、こうした規律を逸脱することにはならないと考えられます。他方で、単に需要密度の差異を理由に単価を異ならしめることは、上記の規律を逸脱しているものとして整理したいと考えます。需要密度に差があったとしても、既存ガス会社からの委託分などを合わせてうまく回れば、特段、追加的なコストは発生しないのではないかという考え方に基づくものです。

注3であります。既存ガス会社の関連ガス会社などは、当該既存ガス会社に関する営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことと規律したいと思います。例えば、このガス会社の価格は高いんですよねみたいなことを話すのももちろんためであるという整理です。また、当該新規参入者から受託した業務を行うときではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に関する営業活動などを行うことも、この規律の対象とすべきと考えております。

続いて、14ページの図を見ていただければと思います。ケース②、既存ガス会社を通じて、その関連会社などに委託するケースであります。こうしたケースについては、まず、正当な理由なく消費機器調査などを業務を関連会社などに委託してほしいという新規参入者からの要請に応じないことは、問題となる行為と位置づけたいと考えます。左上の部分です。それから、既存ガス会社にとっては新規参入者に係る消費機器調査などの業務を受託する中で得た情報を用いて、当該既存ガス会社に関する営業を行うことも問題となる行為と位置づけたいと考えます。

また、先ほどのケース①、②のいずれの場合におきましても、今度は既存ガス会社の右側の吹き出しになりますけれども、この二つを問題となる行為として位置づけることとしてはいかがでしょうか。一つは既存ガス会社がその関連会社などに対して新規参入者に係る消費機器調査の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないこと、もう一つは既存ガス会社がその関連会社などに対して需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に関する営業活動を行わないことを求めないことであります。

12ページに戻っていただきまして、下段に書いています注7であります。ケース②の場合には、既存ガス会社は新規参入者に係る消費機器調査などの業務の再委託に係る事務を行っていることから、合理的に説明できる金額である範囲内においては、新規参入者に対して事務手数料を求めることは妨げられないと考えます。また、既存ガス会社はその関連会社などに適切な消費機器調査などを行わせるため、システム費や人材育成費などを負担していることが一般的であることから、こうした費用を新規参入者に対して求めることは妨げられないと考えます。

注8です。既存ガス会社はその関連会社などに対して、当該既存ガス会社に関する営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことを求めることが必要となります。また、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、既存ガス会社に関する営業活動などを行うこともこの規律の対象となります。

15ページです。次に、新規参入者たるガス小売事業者が消費機器調査などの業務を既存ガス会社に委託するケースです。以下の行為を既存ガス会社の問題となる行為として位置づけることとしたいと考えます。一つは正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査などの業務を当該既

存ガス会社などが行っている消費機器調査などに係るコストと同等の料金の受託しないこと、もう一つは新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。

以上でございます。

16ページです。国による監視についてですが、小売全面自由化後はこうした措置が適切にワークしているか否かをしっかりと確認することが必要となります。このため、受託料金などについて紛争が生じた場合には、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会、この「や」はアンドの意味になります、は既存ガス会社に対して報告聴取を行うことなどにより、前述の規律が遵守されているかどうかを確認することとしてはいかがでしょうか。

次に、小売全面自由化後の検証についてです。こうした措置を講ずる理由は、今現在は消費機器調査などについては既存ガス会社やその関連会社などが圧倒的なノウハウを有しているということで、小売全面自由化実施当初からガス小売事業者間の競争を活性化し、需要家の利益を最大化するためには、一定の規律が必要であると考えられるためです。他方、今後、例えば新規参入者がみずから消費機器調査などを実施するようになったり、あるいは消費機器調査などを行う事業に参入する主体が多数、あらわれるようになった場合には既存ガス会社側に対してのみ、こうした規律を存置する合理性が乏しくなることも想定されます。このため、こうした規律を引き続き存置させる必要があるか否かについては、小売全面自由化後の適切なタイミングで改めて検証することとしてはいかがでしょうか。

私からの説明は以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

説明は以上ですので、先ほど言いましたように、これから質疑応答といいますか、議論に入りますけれども、順番だけ整理させていただきたいと思います。きょうは費用便益分析の話と、それから、今の新規参入の容易性の環境の問題ですけれども、まず、最初に費用便益分析のほうについて議論したいと思います。議題1として費用便益分析について、それから、論点1の導管整備方針について、これについて委員の方からご質問、ご意見を受けたというふうに思います。例によりまして、ご発言される委員の方はお手元の札を立てていただくんですが、柏木委員がそうすると発言できなくなるので、それでいいですか、わかりました、では、そういうことで、どうぞ、ご発言をご希望の方は。どうぞ、福田委員。

○福田委員

まず、資料3の三菱総研に個別の事業の費用便益分析を算定していただいている結果に関して、

私も計算の段階でコメント等をさせていただいた経緯もあり、最初にコメントを差し上げます。今回の需要ルートの費用便益計算、ならびに地下貯蔵施設の費用便益計算のいずれに関しまして、限られた時間と利用可能なデータの範囲内でよく分析していただいたと評価しております。

ただし、導管整備方針の中でよく挙げられる「全体最適」との関連で言いますと、今回の試算はまだかなり個別最適に近い意味での費用便益分析の評価にとどまっており、様々な制約や技術的限界を考えるといたし方ないところがあるのですが、現状の分析はまだそのような段階のものに過ぎないということは、委員の皆様にもご理解いただければと思っています。費用便益分析の考え方自体は、もちろん、全体最適を目指すものであるのですが、社会経済効果の計測が極めて限定的なものになっていることは現時点では仕方がありません。例えば、他のマーケットへの経済波及効果や、セキュリティ向上の便益のような項目は、今回は計測できておりません。

以上を踏まえた上で、現状の試算結果に関して幾つかコメントや質問があります。第一に、第三者便益ということで石油の税収が減った分と、CO₂削減等の環境改善便益が計上されていますが、そもそも税収と環境改善便益は全く異質のものであるのですが、これら税収減による負の便益と環境改善による正の便益を全部足し合わせてネットで出したら、多少マイナスになったという結果になっています。しかしながら、CO₂の削減便益自体は需要家と供給者便益に比べて1割ぐらいの値の正の便益が出ていたはずですので、これらの各便益の内訳も併せてお示しいただく方が誤解を招かないと思われます。

次に、後半の地下貯蔵施設の結果について表の数字を詳しく見ると、特に費用の部分でクッションガスに関係する費用が全体の3分の2ぐらいとかなりの割合を占めている結果になっているのです。地下貯蔵の場合には、ネイティブガスという、そこに自然に残存しているガスをクッションガスの一部として使えるという話があったはずですが、すなわち、ネイティブガスが存在すればクッションガス関係の費用が少なくなる訳なのですが、今回の試算では、各地の貯蔵におけるネイティブガスの存在量なども加味して、費用が計上されているのかどうかを教えていただければと思います。

最後に、プロジェクトライフ30年という設定について質問があります。導管事業者さんのホームページを見ると、導管についてはうまくメンテナンスを行えば半永久的に使用できるといった説明をされているところもあるのですが、そのような中で30年というプロジェクトライフの設定が妥当なのかどうか—もちろん社会的割引率の設定にも関連するのですが—で本当にいいのかどうか気がなるところです。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ご質問も含めて、何人かの方のご意見を聞いてからご回答というふうに思いますが、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、30年というのは私も同様に疑問に思いました。通常、本当に導管は30年で取りかえているのかを確認したかった。

それから、コストのほうの諸元ですけれども、これは従来のものを安直にそのまま使ったのか、何らかの精査をした上に使ったのか。調達の実績を参考にしたのだとすれば、例えば入札とかをしていないようなものには、一定の効率化係数を掛けるだとか、そういうような類いの精査はしているのか。これは上げ方向だけでなく下げ方向もある。タンクの代替とかということもあるわけですから、どちらの方向にいくのかはわかりませんが、このコストはちゃんと精査したのかを教えてください。

それから、次に割引率を4%としたのは少し疑問。事業報酬率というわかりやすいものがこの業界ではあるのにもかかわらず、なぜ4を使ったのか。ガイドラインでそう書いているからというのは少し安易なのでは。ガス特有のことをやっているわけですから。少なくともロバストネスチェックとして、どうしてそういうわかりやすいものを使わないのかは疑問に思いました。いずれにせよ、これは分析の出発点で、まだ、いろんな要素が入っていないという意味では、粗々の分析なので、これからブラッシュアップしていけばいいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、それから、二村委員の順で。

○橘川委員

どうも試算をありがとうございました。エネルギー関係の三菱総研の試算は非常に権威があつて、環境省から発注された場合は余り重視されないかもしれませんが、経産省から発注された場合には非常にひとり歩きする可能性が、そのぐらい影響力を持つ可能性があると思いますので、若干、心配するんですけれども、三つの需要ルートの中の一つだけがプラスになって、地下貯蔵ルートはかなり大幅にマイナスという、この結果がひとり歩きする、大分、留保条件をつけられましたけれども、そのところが心配です。

今後、新しい組織をつくって検討するときに、一つは便益のほうでLNG火力ができるか、できないかというのが決定的に大きな影響をJAPEXの新潟・仙台線の事例を見ても明らかだと思いま

すので、これはひとえに非常に次のエネルギー基本計画、エネルギーミックスと深くかかわるのではないかと思います。LNG火力をベースロード電源としても使うというような考え方が入れば、相当、その便益のところは変わってくるのではないかと思います。そこが大きく変わる可能性があるということは、ちゃんと留保していかなければいけないと思います。

それから、もう1点、やや思いつきなんですけれども、既存事業者は部分最適しかやっていないということが書かれていますけれども、その中でも幾つか注目すべきパイプラインはあったと思うんです。静浜ですとか、あるいは日立から内陸への東ガスのラインだとか、あるいは今、東ガスが考えている日立と鹿島のラインだとか、あるいは鹿島と千葉の間のラインだとか、それは既につくる、あるいはつくったものなんですけれども、それをつくるに当たって前の段階で、これと同じ枠組みで計算してみると、一体、どういう費用便益の結果になったのか、もしかすると、その場合でもかなりマイナスになったけれども、実際につくったというケースがあるような気がするんです。そうならないかもしれませんが、そういう計算もしていただいたほうが、このデータは生きてくるのではないかなというふうに思います。ともかく、前向きな方向でこのデータを使ったほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

すみません、柏木先生、先に挙げていらっしゃいましたか。そうじゃないですか。では、二村先生、それから、柏木先生。どうぞ、二村さん。

○二村委員

ありがとうございます。

大変素人な質問で恐縮なんですけれども、環境改善便益というところでCO₂の排出量が削減される、それを便益に換算されています。こういう場合はどういうふうに換算されるものなのかというのを伺いたいです。具体的なことに加えて、時間的な要素について、先ほど30年というのは適切かというお話がありましたが、例えば30年というふうに見ても、相当長い期間になります。今のCO₂の排出量が持っている世の中のインパクトと、30年後とは相当違うような気がするのですが、そういう時間的な変化は織り込まれているものなのかということを教えていただきたいなと思いました。

以上です。

○山内委員長

では、柏木先生、どうぞ。

○柏木委員

導管の整備方針について、一言、私のもらったやつだと5ページになっている。違うかもしれませんが、必要な導管整備を具体的に進めるための仕組みについてという最後のページがありまして、民間の事業者に最終的には導管整備の具体的なアクションを求めると、具体的には国が余りこういうふうにやれとという話じゃなくて、民間のアクティビティに任せる。この間、私はイタリアに久々に長く、9日ぐらい行ってきたんですけども、天然ガスシフトというのがすごく進んでいて、水素の前に天然ガスありきと。天然ガスのステーション自体がイタリアの場合には、1平方キロメートル当たり270カ所あるんですよ。日本の天然ガスのガスステーションというのは、まだ、全国で240ちょっとなんです。

ですから、全然、オーダーが違っていて、もちろん、LNGで持っていく場合もあるし、全体最適化はですからパイプラインの整備だけではなくて、日本全体を見たときに最も経済合理性があって、かつ強靱的で、かつステーション自体がLPGもあれば、ガソリンもあれば、軽油もある、灯油もあればと、そこに天然ガスが入ってきて、そこにコジェネが入り、電気自動車の対応もできて水素も対応もできるし、天然ガス、LNGのトラックの対応もできるしと、いろんな意味で多目的なハブをつくっていくということが日本にとっても非常に重要で、そうすると、もとに戻りますけれども、こういう民間に任せて、書いてあることは民間がやるのだから部分最適化がベースで、全体最適化は余りやっていないんじゃないかというのは多少、疑問があって、ローリーでも全体最適化になり得るし、あるいはそちらのほうが経済便益性も上がるかもしれないと。

それに対して、この間の二重導管規制で私は最初、一貫して増加分に関しては、もちろん、パイプライン自体は公共の財として法的分離をするというふうに決めたわけですから、簡単に言えば、流れやすく誰も参入できるような形での規制改革を行う予定なんだろうと私は思っていました、それと今度は逆に二重導管でふえた分に関してはある一定規模を自由にするし、一定規模は延伸のために財の配分を割いていくという、この方針をがらっと変えたわけですね。

変えて、かつ、これがまた全体最適化をしていくというのは、どうも整合性が合っていないような気がしまして、これから政令等でいろんなことを考えてお書きになっていくんだろうと思いますけれども、その過程においてこういう全体最適化もあれば、国がある程度、指示をしながら民間の活力に任せると。そのときに二重導管規制との関連だとか、そういうものも踏まえた上でリアリティのある形での答申案というか、政令等、省内で決めていけるような条件等については、十分な注意を払った上で進めていきたいという要望を申し上げた。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

引頭委員、草薙委員の順で、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。

資料3について、大変詳しい分析をしていただいてありがとうございました。ただ、何人かの委員がおっしゃったように、前提がこれで全部なのかという点、資料にも書いてありましたが、そうではないというご指摘等々もございました。資料を拝見しておりますと、先ほど福田委員や橘川委員がおっしゃったように、クッションガス、あるいはガスパイプラインの敷設のコストなどが非常に高くなっていることがわかりました。申し上げたいことは、現在の技術や考え方を前提にしてしまいますと、便益が費用を上回るのはなかなか難しいようにも見えます。

ただ、このガスパイプライン整備というのは、日本にとっては非常に重要かつ必要なことだと思っております。資料4の2ページに、小さく注に必要な天然ガスパイプラインが整備され得る環境整備の一環として、必要に応じて天然ガスパイプラインの整備コストの低減に資する国による支援策や導管敷設に係る規制緩和等についても継続的に検討していくことが適当、と書いてありますが、まさにこの注の部分が非常に大事だと思っております。例えば先ほどのクッションガスも従来から考えているやり方だけでよいのか、ほかのガスが使えないか、あるいはシートなどを活用できないか、など新しいアプローチも考える必要があるかもしれません。新しいアプローチのためのR&Dが必要ではないでしょうか。ガスパイプラインに関しても、規制緩和によって敷設する場所が従来と変わっていけば、コストも下がってくるかもしれません。この点でもR&Dが必要です。このように見ますと、R&Dについての記載が、注のみで小さ過ぎるように思います。もっと大きくやっていっていただきたいと思います。こうしたR&Dについても並行的に取り組むということを前提に、今回、事務局にお示しいただきましたパイプライン整備のための会議体の設定、これについて賛同いたします。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

草薙委員ですが、一旦、ここで切ります、たくさんの意見が。草薙さん、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

今回の各ルートのコスト便益分析は、すぐれたものであるというふうに感じますけれども、短い時間だったために、概して限定的な計測にとどまっているというふうに理解いたしました。改め

まして、我が国のパイプラインの新たな敷設を中立者やあるいは事業者をまじえた国の会議体で扱うということは、非常に有意義なことだというふうに感じます。ぜひ、さらに深く多く扱っていただきたいというふうに思っています。

送電網のほうを見ますと、全国津々浦々、既に張りめぐらされているのに対しまして、ガスパイプラインはまだまだ白地が多く伸びしろがございます。効率よくパイプラインが延びるということは、一層の競争導入や高度な都市ガスの利用にもつながると期待されます。したがって、計画策定の段階から国がCBAを含め、さまざまなルートを精査していただきたいというふうに考えます。これは長期的な観点での課題でありまして、国におかれては引き続き果敢にこの課題に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、事務局ないしは三菱総研のほうからお答えのほうをお願いしたいと思います。

○土谷オブザーバー

では、幾つか技術的な観点につきましては当方からお答えさせていただきます。

まず、福田委員のほうから資料3につきまして、特にCO₂削減と環境改善便益と石油税収変化といったものは、個別に表示したほうがいいのかというご指摘でしたが、その内訳を表示するような形で対応させていただきたいと考えております。現状でいうと、実は石油税収の変化のマイナス分と環境改善便益のプラス分は、大体、近い値でして、ただ、今回の場合、石油税収の変化のほうに少々多くマイナスが出るものですから、第三者便益はトータルでマイナスという形になっております。

また、クッションガスの想定につきまして、ネイティブガスの取り扱い等々についてどうしているかというご質問ですけれども、今回、時間的な制約もあったものですから、東ガス様の報告書をベースとして試算をさせていただいております。詳細は今後、確認していきたいと考えております。

その後、福田委員と松村委員の両方からありました30年間という想定につきまして、今回はあくまで仮定として資料に記載したものにありますように、ガス事業託送供給約款算定規則にある30年という数字を適用させていただきました。ただ、ご指摘のような点もあると思いますので、今後、検討を深めていきたいと考えております。ただ、今回、社会的割引率を4%と設定しておりますので、例えば30年を50年に延ばしたから2倍になるかというところではなくて、将来の便益というものは割引率により下がっていきますので、そういった点をご理解いただければなとい

うふうに考えております。

さらに、松村委員からコストについてご質問がございましたが、これにつきましても現在のパイプラインのいろんな想定に基づいて具体的なルート、道路ですとか、そんなルートも考慮しながら工法を想定して費用をはじいております。また、地下貯蔵につきましても、過去の報告書のデータを事業者のアドバイスも踏まえながら補正したもので、精査が必要な部分はあるかと思っておりますので、そうしたご理解でいただければと考えております。入札等々を考慮したような値かどうかについては、今後、検討が必要かと考えております。

割引率4%につきましても、ご指摘があるかなとは考えていたところでございますが、今回の国交省のガイドライン、この国交省のガイドラインが実は道路も公共も鉄道も同じ値を適用するという形になっております。また、ほかの省庁が所管されている公共事業も、基本的にこの4%という数字に準じているということがございましたので、今回、ガスについても4%という設定をさせていただいております。これについては、4%自体が現在の経済状況からすると高いのではないかといった議論も、実は専門家の中ではありますので、今後、ガスだけに限らず、検討が必要な数字と考えているところでございます。

技術的なところでは、二村委員からCO₂の便益の出し方についてのご質問がございました。それにつきましては、ここに詳細は書いていないのですが、基本的にCO₂の排出原単位がございまして、ガスへの燃転によるCO₂減少といったものをトン数ではかります。それに対して1トン当たりのCO₂の価値といったものがございまして、これも国交省のガイドラインにある数字なんですけれども、それを掛け算することによって環境改善便益を計算しております。ただ、確かにこのCO₂の原単位が5年か6年、詳細は覚えていないのですが、大分前に設定されたものであり、それを将来にわたって一定値で用いておりますので、今後はもしかするとCO₂の価値が変化していくといったところは、今回の試算には織り込まれておりません。これを織り込むということは、かなり技術的には難しい面もあるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤本ガス市場整備課長

費用便益分析につきましては、きょうもご説明させていただきましたとおり、特に便益については本日のご議論も踏まえまして、今後、さらに整理をしていく必要があると思っています。今後は新スキームでご了解いただければ、具体的なルートについて検討していくこととなりますけれども、その中では、本日のご指摘も踏まえて、さらにブラッシュアップしていきたいと考えています。

それから、橘川委員からご指摘のあったLNG火力につきましては、これもすみません、小さく

てあれですが、5 ページ目の注1 のところに書かせていただいています、新スキームでの検討にはガスパイプラインだけではなく、LNG基地や火力発電所を含めた検討を行っていくということになると思いますし、エネルギーミックスについても適時、必要に応じて見直しをしていくということになるかと思います。それから、過去のパイプラインの費用便益分析をやってみたらどうだったのかという点については検討させていただきます。

続きまして、柏木委員からのご指摘ですけれども、基本的には二重導管規制自体は一般導管事業者と特定導管事業者の間の環境を規律するものと考えていますけれども、そういう意味では、新しいスキームでのパイプラインの延伸についての議論と直接的に別の話とは思いますが、ただ、全体を通して天然ガスシフトあるいはパイプラインの整備が進むようにというところは、我々としても重要な政策だと思っていますので、全体のバランスよく政策を講じていきたいと考えております。ありがとうございます。

それから、引頭委員からご指摘のありましたR&Dは民間事業者が果たすべき役割、国が果たすべき役割、それぞれあるかと思いますが、ご指摘のとおり、重要な課題だと思っていますので、これも注で字が小さくて恐縮でしたが、我々としてもしっかり取り組んでいきたいと考えています。ありがとうございます。

○山内委員長

では、中島オブザーバー、どうぞ。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。

第28回と第30回の小委員会で地下貯蔵について言及させていただきましたので、若干、感想めいたコメントで恐縮ですけれども、させていただきたいと思います。今回のMRIさんの地下貯蔵ルートの費用便益分析をどうもありがとうございました。結果としてかなり著しく便益が費用を下回るという結果になっているわけでございます。現時点で可能性として期待される地下貯蔵の効果というのは、本日の事務局の資料5でいえば2ページに、（a）（b）（c）と3点、記載されている、この三つが大きいものかなと。先ほど橘川先生からございました火力発電所のお話もあるとは思っておりますけれども、直接的にはこの三つだと思っています。

ここでMRIさんの試算では、主に供給者である民間事業者が裨益する便益として、（a）と（b）の部分のカウントしたということかと認識しておりますけれども、そうしますと、この試算結果というのは民間事業者に委ねるだけでは、地下貯蔵インフラの整備は困難だということを示唆するものとも受けとめられるようにも思います。一方で、石油あるいはLPGについては、国家備蓄が実施されているという状況にあると思っておりますが、LNGについてはこれがごく低温で

あるということで、長期間のタンクでの保存には適さないということから、事実上、困難で国家備蓄は行われていないというふうに思っております。

民間の事業者各社さんは、そのようなLNGの特性ということをご認識された上で、各社ごとにレジリエンスを確保されていらっしゃると思っておりますので、そういう意味で、(c)のセキュリティの向上について民間からニーズが出てくるというのは、なかなか、期待できにくいのではないかとこのように思っております。そのように考えますと、LNGの気化ガスの地下貯蔵をもしやっつていこうとすれば、このセキュリティ効果に着目した国家備蓄という観点で、インフラ整備を先行させていき、そういうインフラができてくると、今回、三菱総研さんが取り上げられた(a)や(b)の効果を目的にする民間でのインフラの活用というものが促されて、その結果として、そういった便益が発生する。このようなことも考え方の一つとしてはあり得るのではないかとこのように思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにもこの論点についてご発言はございますか。どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。

基本的にこれまで委員の方がたから出されている意見と同じです。これから国としてLNGシフトしていく、向かっていくということを考えたときには、これらの論点は国全体として取り組んでいくべきだと思います。民間企業の場合は、どうしても今時点、もしくはすぐに利益があるか、ないかということで、パイプラインをつくる、つくらないなどの判断をされるということ、これ自体は仕方がない面もあると思います。が、今後、CO₂を世界全体で減らしていこうとしているときに、きっとどこの国もLNGというものに注目して使っていこうとすると思われます。そのときに日本が国全体としてLNGというものをきちんと世界の中でも使っていけるかどうかということに、きょうのプロジェクトというのは大きく関連していると思いますので、ぜひ、国の中できちんとした組織をつくって検討していただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにもいかがでしょうか。どうぞ、池田委員。

○池田委員

ありがとうございます。

この論点については余り専門的知見はないのですが、競争を促進しながら公共財であるパイプラインを整備していくのは、なかなか両立し難いのではないかと考えています。それゆえ、引頭委員もご指摘されておられましたが、資料4の2頁の注に書いてあったところ、「天然ガスパイプライン整備コストの低減に資する国による支援策」として国の補助金も含めて活用して、地域を越えた競争の促進という観点も考慮していただいて、全体最適の観点から導管網を整備していただければ良いのではないかと思います。

次に、全体を見る組織として電力広域的運営推進機関における仕組みに倣った体制を考えていくという点ですが、電力の場合には安定供給の観点からの役割も担っていると聞いておりますが、ガスについてはそのような役割はないので、常設的な機関みたいななかったりした仕組みが果たして必要なのかなとも思いました。電力に倣った仕組みということですが、具体的にはどういった仕組みをお考えなのか、現時点でのお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○山内委員長

では、次は福田委員、どうぞ。

○福田委員

先ほど質問させていただいた幾つかの技術的な質問については三菱総研からのご回答でおおむね理解できました。ただし、クッションガスの取り扱い次第、つまり、ネイティブガスの存在量の想定次第で、地下貯蔵施設の費用がかなり大きく変わってくることは確かであり、しかも、かなりボリュームが大きいものですので、詳しく精査していただければと思います。

次に、今も池田委員からお話があった国全体の整備指針ならびに、調整機関についてコメントします。資料5のように整備指針を国が打ち出すこと自体は大変結構なことですし、電力を参考にしてという経緯も理解できます。私自身は、広域的なエネルギーセキュリティの話などの話もあるので、ガスにおいても同様の組織づくりがなされることが望ましいと思っています。

なお、資料4や資料5で挙げられている高規格道路の例については違和感があります。高規格道路、よく総延長1万4,000キロと言われている道路計画ですが、これはNEXCOなどが管理する有料道路であれ、無料の直轄国道であれ、何らかの形で建設や維持管理に国費を投入することが前提の事業であると理解しています。一方、ガス導管については、これらの資料の中でも強調されているように、原則として、事業者が整備を行うことになっています。明らかに整備財源のスキームが異なるのに、高規格道路の例を出すということには違和感を感じております。

なお、国費を投入しないのであれば費用便益分析はやらなくても良いという意味では決してなく、例えばリニア新幹線のように、JR東海という民間企業が行うインフラ整備であっても、社会

的あるいは環境的な影響が大きなものに関しては、費用便益分析も行われています。

最後に、「費用便益分析」という言葉がこの小委員会の資料の中では通して用いられていますが、他の公共事業の評価マニュアルなどでは、大半が「費用対効果分析」と表現をしていると思います。その意味は、貨幣の価値に換算できない項目があるということを認識した上で、貨幣間さんが可能なもの（便益）だけで評価を行うのではなく、貨幣換算が困難な様々な項目（効果）も評価においては考慮しようと言う意図だと考えられます。広域的なエネルギーセキュリティなど、社会的には重要だがお金の価値に換算するには技術的に難しい項目が存在するという状況を踏まえたら、ここは費用対効果分析という言葉で統一する方が適切だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、奥園オブザーバー、どうぞ。

○奥園オブザーバー

ありがとうございます。

今回、ご提案いただいています新しい組織で全体最適的な天然ガスパイプラインを形成していくというコンセプトでございますけれども、これについてはいわゆる天然ガスシフトを進めていくことを目指すものだというふうに理解しております。他方で、本仕組みを通じてパイプラインの整備を促進していくに際しまして、現状の託送供給制度を通じて、いわゆるエッセンシャルファシリティとして第三者開放義務を課せられた既存の天然ガスパイプラインネットワークを最大活用すること、すなわち、設備過剰性を回避することも国民経済の観点からは重要と思われるので、需要家の便益に見合ったバランスのとれたパイプライン整備計画を取りまとめていただくように要望いたします。

また、この仕組みによらず、従来どおり、事業者の判断でパイプラインを整備していくことも期待されておりますので、当社としましても投資に見合う事業性確保を前提としつつではございますけれども、天然ガス利用を一層促進できるようなバランスのとれたパイプラインネットワーク拡充を図ってまいりたいと考えております。

ここで1点、懸念というほどではございませんけれども、いわゆる新規導管によって新たな需要開拓をしようとする場合には、運開当初からフル稼働するわけではございませんで、徐々に需要がついていくという性格のものでございます。したがって、このため、ご提案の全体最適的な天然ガスパイプラインが既存の導管ネットワークに連結される場合、当面の間は既存地域における託送供給料金の水準というものは、多かれ少なかれ、上昇することになるんじゃないかという

ふうに思われます。

したがって、ご提案の全体最適的な天然ガスパイプラインに係る費用負担のあり方、あるいはその便益向上効果について、需要家の皆様のご理解をいただく必要が重要だと思いますし、また、同時に既存需要家の過度の負担にならないように、資料2ページにもございますとおり、先ほど引頭委員からもご指摘がありましたけれども、天然ガスパイプライン整備コストの低減に資する国による支援策、あるいは導管敷設に係る規制緩和等の施策を強力に進めていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○山内委員長

ほかにご意見は。それでは、今のご意見、ご質問についてコメントをお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず、国家備蓄等のお話もいただきましたけれども、国の支援策については、いずれにしましても、そもそも、公益事業であるがゆえに基本的にはかかる費用は料金で回収するというのがベースであるということとの関連ですとか、あるいは石油やLPガスに比べますと、調達元の多様化はガスのほうが図られていると、輸入をする先の国が中東に偏っていないといったようなことも含めて、今後、検討が必要だと考えています。ただ、書かせていただいていますとおり、国としての支援策というのは、今後、検討するべき課題であるとは考えていまして、そこは本日の議論も含めて、今後、検討をさらに深めたいと考えます。

それから、広域機関をどういう組織にするかというところですけれども、今、電力でいいますと、広域機関で連結線の検討が進められていますが、具体的な検討は4ページにある委員会の場で議論が進められているところであります。ガスについて、今回、ご提案させていただいているのは、ガスの広域機関をつくるということではなくて、4ページのような委員会の場をガスについても立ち上げて、この中で具体的なルートについて検討していただいているかどうかという趣旨であります。

それから、高規格道路についてですけれども、主要都市という需要地を結ぶという意味では、道路とパイプラインに一定の類似性があるということで、例として挙げさせていただいています。ただ、性質がパイプラインと道路と違うというのはご指摘のとおりだと思いますので、そうした違いも含めて、今後、参考にしつつ、検討を進めていくということではないかと思います。

それから、便益なのか、効果なのかという用語のご指摘もありましたけれども、ご説明させていただきましたとおり、我々は費用便益分析というワーディングを使っていますが、便益の中には貨幣価値に変えられないもの、変えにくいものがあるとは思っていまして、そうしたメリットも含めてパイプラインを引くべきかどうかというのは、検討を進めていくべきだということでは、

先生のお考えのとおりと思っています。

いずれにしても新スキームについては、この中で具体的なルートの費用便益あるいは主体をどうすべきか、費用の負担割合をどうすべきかなどなど、具体化するための検討を進めていきたいというのが我々の考えであります。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。費用便益分析といいますか、費用対効果分析と、それから、整備の検討スキームについていろいろご意見をいただきましたけれども、基本的には大きなご反論とございますかはなかったと思っております。費用対効果分析、費用便益分析の技術的な検討の内容については、これからも精査あるいはいろいろ技術的な検討を加えるところがたくさんあって、それはご指摘いただいたとおりだと思いますので、その辺は事務局のほうでお願いしたいというふうに思います。

特に割引率とか、評価機関のお話というのは連動していて、余り時間もないのであれなんですけれども、4%というのはかなり高目だというのは事実です。ただ、便益と費用の出方が分布がどうなるかによって割引率のパーセンテージの効果は違うので、その辺もどこが最適なのかというのは少し検討する必要があるのかなと思っております。おっしゃるように30年で切っても4%で割引いちゃうと、その後はほとんど便益も費用も出てこないで、違いは余りないのかなというふうに思っていますけれども、その辺も含めてご検討いただければと思います。

それから、整備方針については特に幾つかご質問をいただきました、それから、ご意見もいただきましたけれども、こういった形で検討の場をつくるということにご異議はなかったというふうに思いますので、事務局のご提案ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、後半といいいますか、もう一つの論点ですけれども、新規参入者が参入しやすい整備環境、これについてのご意見を伺いたいと思います。どなた様でも結構でございますので、いかがでございましょうか。二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

今回の委員会が多分、最後ではないかということもありましたので、資料の提出をさせていただいております。こちらは直接、きょうの議論にかかわるものではないと思いますが、私どものほうで実際に消費者が支払った電気やガスの料金というのをもとにしたデータで調査しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

意見のほうですけれども、消費機器の調査について、新規の参入を促すという点から、特に初期の時点で新規参入事業者が既存事業者やその関連会社に委託しやすい条件をつくるという点は必要だと思っております。一方で、消費者の直接の接点というのは小売事業者ということになりますので、小売事業者の方がきちんと消費者への対応を行ってくれるのかということ、それから、保安上の問題が発生しないのかという点については、よく考えておく必要があると思っております。

自由化によってガス事業のレベルが落ちたというようなことはあってはならないことでして、既存事業者、それから、新規事業者にかかわらず、ガスの小売事業者の方には保安と消費者接点でのレベルアップをしていっていただきたいと思っております。想定しますと具体的には、消費機器調査の現場で調査や保安の作業が円滑に行われるということと、それから、消費者から消費機器に関する問い合わせに対して全ての小売事業者に責任ある対応をしていただく。これは新規、既存にかかわらず、あるいは委託をしている、していないにかかわらず、きちんと責任ある対応をしていただくこと。この2点について自由化後についてもきちんと担保していただきたいということが希望であります。

意見としては以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、日本ガス協会、幡場オブザーバー、どうぞ。

○幡場オブザーバー

発言の機会をいただきましてありがとうございます。

消費機器調査等の委託について、受託をする立場から少し意見を申し上げさせていただきたいと思えます。お客さまの機器保安に関します保安責任は、今、二村委員のお話にもありますとおり、新規参入者であるか、あるいは既存のガス会社であるかを問わず、全てのガス小売事業者の重要な責務の一つであるというふうに思っております。したがって、みずからで体制を整備して遂行することが大原則であるというふうに思っております。しかしながら、新規参入の促進、それと保安水準の確保と、この二つをしっかりとっていくために消費機器保安業務の委託に一定の必要性があるということについては、私どもは十分に理解をしております。既存のガス会社は、これまで培った技能やノウハウを活かして責任を持って受託をしてまいりたいというふうに思っております。

他方、保安業務の委託につきましてはガス事業法の規制の対象外でありまして、また、既存のガス会社以外にも受託ができる、そういう能力を持った事業者が存在することを踏まえすと、その価格を規制されることは法的な根拠が乏しいのではないかとこのように懸念をしております。

また、実際の業務の大宗になっております仕事をする委託先の企業さんでありますけれども、事務局の資料上では関連会社等というふうに記載されておりますが、実際は大宗は資本関係がない場合が多くて、あくまでも民間企業同士の自由委託契約に基づく対等な関係であります。私どもガス事業者としましては、基本的な努力はもちろんいたしますけれども、委託先に既存のガス会社と同等の料金を強いることは、難しい場合があるのではないかというふうに懸念をしております。

今後、各種ガイドライン等への記載に際しましては、以上の点を踏まえて、ぜひ、慎重なご検討をいただくとともに、適正な内容としていただきますようお願い申し上げます。

一方、消費機器の保安業務は小売に位置づけられたということがございますので、これはまさにお客さまに近い立場から保安のより一層の高度化に、多くの新規参入者も含めてともに協働しながら、努力をしていくということを意味しているというふうに考えております。新規の小売業者の皆様も我々と一緒になって、精いっぱいのご努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。なお、203者あります既存のガス会社には中小事業者もたくさんございます。委託への対応につきましては、現行の能力の範囲内となることについても、あわせてご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

では、次に石油連盟の押尾オブザーバー、どうぞ。

○押尾オブザーバー

ありがとうございます。

消費機器調査等の委託に関連いたしましてコメントさせていただきます。私どもは、安定供給の観点から保安責務の重要性は承知しておるところでございますが、新規参入者の立場としましては、参入当初から各社が個別に保安にかかわる組織体制を構築することは、実質的な参入障壁になる可能性があると考えております。したがって、ガス小売事業者が実施する消費機器調査等に関しまして、新規参入者が既存のガス会社等に委託しやすい環境をいかに整備するかということとは、極めて重要な課題と考えております。今回の事務局のご提案は、システム改革の趣旨に合致しまして有効に機能するものとして期待しているところでございます。

具体的には、今回の資料にありますように正当な理由なく委託要請を拒否しないこと、受託料金が同等であること、新規参入者の営業活動を妨害しないことの3点は必要条件といたしまして、今回、示していただきました行為類型につきまして、既存ガス会社とその関連会社に対しまして、実効性が担保される位置づけとして整理されますようお願いしたいと思います。また、資料にも

ございますが、今後の運用におきましても先ほどの3点に対する資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会の監視など、今回、示されました具体的措置が実際に機能する体制整備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

次は、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

最初におわびします。先ほどの整理は誤解してしまして、費用便益分析のことだけを先に言うのかと勘違いしたものですから。先ほどの事務局資料の導管整備のことについても、コメントさせていただきます。これに関しては事務局の提案に基本的に全て賛成です。考えていただきたいのは、こういう形を整えるのはとてもいいことだと思いますが、形を整えたらうまく機能するとは限らないということも認識していただきたい。

例えば震災前のは、ESCJの中にもこの類いの中立者もちゃんと入った委員会を立ち上げて検討はした。しかしそこではおざなりな議論で事業者の言うことを追認しただけだった。その結果震災後信頼を失うような、そんな結論が出てきたという先例を我々は見ている。その反省を踏まえて出てきたこういう機関のものに倣ってつくるといいますから、安心はしているわけですが、事業者が言うことをただいいかげんに、ずさんに追認する委員がずらりと並ぶような、形だけの中立者が出てくる委員会となってしまうと、今度は信頼を失うのは事業者ではなくて経産省になる。こんなことにもなりかねないので、形だけではなくて中身が本当に意図したとおり、機能することを最後まできちんと見届けていただきたい。

次に、委託の件です。まず、関連会社の定義は共有しておく必要があると思います。先ほどご指摘がありましたが、資本関係が全くなく、それから、出向者だとか、天下りだとかそういうのも全くいないような、純粋に取引をしているだけのところも、むやみに関連会社だと認定して口を挟むというのは、いろんな意味でおかしいような気がします。資本関係が全くなく、出向者も退職者も一人もいないようなところに関して、関連会社じゃないと整理することも合理的だと思います。

しかし、一方で出向者が大量にいつているようなところについては、本当にノーチェックでいいのかというのは、これはまた、別の問題で、例えば出向者の人件費のやりとりの関係で、とてもアンフェアなことをしているとかというような可能性はあるわけですから、監視等委員会なりが一定の監視をする必要はある。本当にフェアにやっているかどうか監視する必要があると思いますので、この点についてはむやみに関連会社というのを広げないようにするのは必要だと

と思いますが、資本関係と出向者の有無は、きちんと見ていただきたい。

それから、責務としてはむしろ委託先が完全に資本関係も出向者も退職者もない別会社だとすれば、委託先に対して何か強い規律を設けるというよりは、事実上、その会社のサービスはほぼ100%買っていた優越的な地位にある一般ガス事業者に対する規律として、その支配的な地位を利用して参入阻害のようなことをしていないかどうかということをしきりとチェックする、新規参入者に対して無体な高い価格を要求するようなことを誘導していないかどうかということをチェックすることは、重要なことだと思いますし、新規参入者向けの価格が一般ガス事業者向けの価格と同じか低ければ、優越的地位を乱用していないと推定してもよいと思います。

さらに望ましい行為としては、新規参入者向けの価格はコストベースになっているということ。託送の査定とは違いますから、あらかじめきりきりと見るなんていうことはしないとしても、紛争が起こったときに説明が求められたら、コストベースであることを説明できるようにしておくことは、望ましいことなのではないかと思っていますので、そのように位置づける余地は十分あると思います。もちろん、その事業者が本体で受ける場合や、100%の子会社等という場合にはより強い規制がかかってしかるべきだと思います。

それから、仮に本体がやる場合であったとしても、少なくとも託送料金を見るようなぎりぎりとした価格の適正性を見ないというのは当然のことだと思います。それは一定の競争メカニズムが、十分かどうかはわからないけれども、一定の競争メカニズムは働くだろう。実際にそれが受託できるのは、例えばLPGガス事業者だとかも受託できる。そういうチャンスはあるので、したがって、ある意味コンペティティブだから、そんなに託送料金並みに強く見なくてもいいという整理だったと思います。

したがって、ある程度競争があるというのは既に前提になっている。競争があるのだったら、規制は一切取り払ってもいいという主張は私は納得しかねます。ただ、評価するときに競争が十分に働いていて、形式的に競争があるというだけではなく、実際に競争が相当働いていて、規制は不要と判断して外すということはあるかと思います。実際に自由化市場において競争が本当にエフェクティブに働いていることを確認するのが先で、自由化前に今決められるものではありません。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、東京電力の佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

ありがとうございます。

事務局様の資料にありますとおり、消費機器調査の業務につきましては、既存ガス会社様がこれまで築いてきたノウハウや体制を私ども新規参入者も活用させていただけること、また、その料金が既存ガス会社様のコストと同等と整理されたことにより、来年4月の小売自由化に際しまして保安レベル、すなわち、お客様の安心安全は従来どおり、確保されるという環境を整えていただいたと考えており、大変ありがたく存じます。また、これにあわせまして公正かつ適正な市場競争の整備という観点から、具体的な措置として消費機器調査の業務委託における問題となる行為を設定いただいたことにつきましては、新規参入者にとって極めて重要な制度設計と考えております。大変ありがたいと思います。

それから、今回の小委が制度設計における一つの区切りになろうかと思しますので、一言、申し上げさせていただきます。来年4月1日の小売全面自由化に向けた法改正や制度設計の議論が区切りを迎えました。市場競争には新規参入者の参入が不可欠であり、私ども電力は新規参入者の一つとしてこれまで意見を申し上げてまいりましたが、我々の多くの意見をお聞きいただいたことに感謝を申し上げます。これまでの議論の内容を踏まえ、私どもといたしましては、現在、来年4月の全面自由化に向け、準備を進めているところでございます。

一方、小売全面自由化まであと9カ月余りの間には、供給者切りかえの迅速化に資するスイッチングシステムの詳細仕様や、同時同量におけるロードカーブ作成方法、精算方法等のルール、託送料金免除や工事費負担金及び補償料等のあり方を含め、新規参入しやすい託送約款の見直し、さらに公正な競争環境を実現するための各種ガイドラインの整備など、取り組まなければならない作業がまだ数多くございます。これらにつきましては、国、ガス業界の皆様と一緒に私ども新規参入者も協力してまいります所存ですので、引き続きご指導のほどをよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○山内委員長

次、深山委員、どうぞご発言ください。

○深山委員

この委託の関係につきまして、今回の事務局の提案について大きな反対の意見を持っているわけではございません。考え方として小売を自由化したこと、それを具体化する中で消費機器調査を小売事業者の責任で行うということなので、そこがうまく機能するようということを考えているのだらうと思います。ただ、そういう小売事業者の責務において安全に供給するといえますか、消費機器も含めて責任を持って小売をするということからすると、本来的には消費機器

調査も含めて小売事業者が責任を持って需要者に供給する体制を整えるべきであり、そういう中でビジネスを展開し、競争していくということがあるべき姿だろうと思います。

今回の自由化に当たって、いきなり同じ条件でそこを考えると、既存のガス事業者がいろんな意味で優位に立ち過ぎるということに配慮して、今回のような提案をされているんだろうと思っています。その配慮自体はもっともな面もあるんですが、本来あるべき姿からすると、小売事業者自身が、新規事業者であれ、責任を持って消費機器調査も行っ保安に対して責任を負うということが望ましいということからすると、当面の措置なのかなという気がします。

資料の中でも、今後、状況の変化を踏まえて見直すということも注書きされておりますので、そこは事務局も同じ理解なのだろうと思いますが、そのようなことを踏まえて気になった点を1点申し上げると、問題となる行為の定め方であります。例えば既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないことが、問題であるというような表現ぶりになっております。これは表現といいますか、技術的な規定の問題なのかもしれませんが、求めないことが問題だということは、要するに求めなさいということを行っているわけですが、その定め方に私は違和感を感じます。

趣旨としては既存のガス会社が不当な影響力を及ぼさないこと、委託会社と新規参入者との委託契約に不当な影響を及ぼさないということを意図しているんだと思います。それはもっともなんですが、そのことをいわば自分が契約当事者ではない契約について、こういう契約にしろなさいということを第三者が口を出すということ自体がある意味でイレギュラーな話ですので、積極的にこういうことを求めなさいというような表現ぶりにするのは、やや問題があるのかなという気がしました。ただ、全体的な趣旨は、事務局が考えていることと私が考えていることは大きく違わないと思うので、そこは表現ぶりの問題なのかなと、技術的な問題なのかなというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

まだ、ご発言をご希望の方が多いんですけれども、ご発言が続きましたので、ここで一旦切らせていただいてよろしいですか、事務局からコメントをお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず、二村委員ほかの委員からご指摘のあった保安のレベルですけれども、我々もこうした委託を認めることによって保安レベルが下がった、あるいは自由化によって保安レベルが下がったということはあってはならないことと考えています。仮に小売事業者が消費機器の安全確認を委

託したからといって、その責任が薄れたり、軽減されたりするということはないと考えていました、そこは小売事業者がしっかりと責任を負っていただく必要があるということだと思います。

それから、松村委員からご指摘のあった関連会社等のところですが、今回のご提案は資本が入っていなかったり、あるいは出向者がいなかったとしても、従来から取引関係がある場合には相当密接な関係を有している可能性が高いということで、関連会社等の中には資本関係がない会社あるいは出向者がいない会社も含めて、この規律の対象とするというのをご提案させていただいています。それから、競争メカニズムが十分に働いているかどうかを確認しながら、この規律を解除していくというのはご指摘のとおりと考えます。

それから、深山委員からのご指摘ですが、レベルとしましては同等の料金を求めないことを問題となる行為とするのか、あるいは高い値段とすることを問題となる行為とするのかというのは、確かに考え方としてはさまざまあるかと思いますけれども、今回の我々のご提案は新規参入をこのことによって阻害すべきではないと、今現在はこうした保安のネットワークは圧倒的に既存ガス会社あるいはその関係会社等が持っているということを考えて、同等料金を求めないことが問題となる行為というご提案をさせていただきます。

以上であります。

○山内委員長

それでは、引き続きご発言を願いますけれども、次は大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

先ほど深山委員がおっしゃった意見とほとんど同じです。間があいてしまいましたが、今回のこれらの措置というのは、新規の事業者が入ってきやすいということで設定されているという意味では、私も基本的には必要かなとは思いますが、しかし、先ほど藤本課長のお話にもあったように、保安の責任については、最終的には小売事業者が持つ、という話がいつも出てきます。この最終的な責任というのは何なのだろうということで私はいつも疑問に思っています。結局、新規事業者は、保安のための事業は全面的に委託したとしても、何かあったときの責任だけは持ちますよとおっしゃって、その責任の最終的なものというのは、お金のことだけなのか、というふうに思っています。

消費者としては、ガス事業に入ってこられる事業者は、当面は自分ではできないから委託するということはある程度得たとしても、入ってくる以上は、最終的には自分たちできちんと保安もやる、というくらいの覚悟をもって入ってきていただかないと、とても心配になります。そういう意味で、最終的な責任というものを本当に重く受けとめて入ってきていただきたいというのが消費

者の気持ちです。

それと、先ほどの「問題となる行為云々」のところですけども、確かに今、想定されている関連会社というのは、ほとんどが既存のガス会社と関連のある事業者です。けれども、多分、LP事業者の方などはすでに同等の技術を持っていらっしゃるって、入ろうと思えば、保安のところに入ってこられるだろうと思います。そうすると、サービスだけでなく値段についての競争がここでも起きるのではないかと思います。ですので、同じ値段でなければいけないというより、もしかしたら、下がったところでの競争もあり得るのかなと思います。わざわざ、同じ値段でなければならぬ、と言う必要があるのか、というのが一つ疑問としてあります。

それから、まだ、ほかに発言する時間があれば後にしますが、これが最後でしたら最後の委員会なので発言させていただきたいのですが、後にしたほうがよろしいですか。

○山内委員長

時間的には大丈夫だと思いますけれども、でも、まとめてご発言いただいたほうが。

○大石委員

よろしいですか。お時間いただきましてありがとうございます。

それで、まず、一つ目です。今の関連会社の話と関連して、以前、ガスの安全小委のほうでも問題になった点です。新規の内管の工事についての費用というのが果たして妥当な値段でちゃんと行われるのかどうか、これはLPガスの場合でも大きな問題になったのですが、都市ガスも今後自由化していく、しかも今まで行ってきた事業者さんが独占して内管の工事を行うということになると、その値段が本当に妥当なのかどうかというのをどこがチェックすることになるのでしょうか。経済産業省なのか、公正取引委員会なのか、そういうチェック機能をどこが持つのかということがまだ何かはっきりしていないような気がしております。できましたら、この場で内管工事の価格の妥当性みたいなことについては、どこが見るのかということをお答えいただけるとありがたいです。

それからもう一点、今後、経過措置料金を課す事業者、課さない事業者は計算上分けられて、その後、パブリックコメントを行って最終的に確定するという流れになったと認識しています。パブコメを行った後に、最終的に検討して経過措置料金を課すのか、課さないのかについては、どの場で誰が決めるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

わかりました。

後ほど答えいただくとして、次はLPガス協会の内藤オブザーバー、どうぞご発言ください。

○内藤オブザーバー

ご発言の機会をいただきましてありがとうございます。

消費機器調査の事業については、全国2万社のLPガス業者は大変意欲を持っております。ぜひとも、この分野には新規参入したいと思っている業界でございます。資料の16ページの下から二つ目の黒丸が、まさに消費機器調査等を行う事業に参入する主体が多数、あらわれるようになった場合とありますが、こういった状態にさせていただくことを切に願うわけでございます。一方、都市ガスと現在でも既に取り関係があるLPガス業者が多数ございます。そういった意味で、先ほどから話題になっております関連会社の定義のところ、少しでも取引があったら、その範疇に入ってしまうということだと自由な営業活動もできなくなりますので、その辺の定義が問題となってまいります。それから、価格については当然、競争させていただこうと思っておりますので、自由な設定というのは当然であると思っております。

消費者の方々が心配なさっています保安については、私どもは60年にわたって努力してまいりました。近年では都市ガスと同等以上の安全性は確保できるという自信を持っておりますので、ご心配はないと思っております。今後ともひとつよろしく願いいたします。

○山内委員長

次は柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

今の保安に関しては、小売責務ということに関しては異論はないんですが、今もご発言があったように保安に対していろんな事業者の方が既存のガス会社の系列とか、それだけじゃなくて、そこでまた、競合が起きるということになるのだろうと思って、これが自由化だということになりますと、既存の事業者の規制をなるべくとっておいたほうが、新規参入者もユーザーサイドにとってどこをどういうふうを選んでいくのか、今までどおりのサービスを受けられるような事業者を選ぶのか、あるいは新しい事業者を選んでいくのか、そういう保安というのは非常に重要なところですから、本来、自由化の対象になるのはなかなか危険なところだとは思いますが、現にそういう制度設計になりつつあるということになりますと、料金規制だとか、こういうものはかえってとっておいて、最低限の規制を既存の事業者には残しておく。そこで、競争の原理を入れるというほうが本来の筋なんじゃないかというふうに思う。

ただ、あくまでも保安のスペックを上げるということが条件ですから、保安に対する認可をおろすとか、そういうときには極めてきちとした制度のもとで認可をしていくということがもちろんのことながら、かえって既存の事業者に細かい規制を入れていくということは、ユーザーに

とっても得策にはならないんじゃないかというふうに思った次第です。

○山内委員長

次は草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

私はこのたびの制度設計を支持します。特に今回の詳細制度設計は、自由化を現実に具体化するための呼び水になるというふうに評価したいと思います。この際、二つコメントさせていただきます。

まず、一つ目なんですけれども、新規参入者もいずれは委託によらず、消費機器の委託調査等の業務というのはみずから手がける気概で新規参入をしていただきたいというふうに思います。そこは、実は最終消費者が一番見ているところではないかと思います。面倒な部分は全てフリーライドしていると思われたいような戦略を立てていただきたいと思います。大事な営業上の機密情報をライバルに渡さないといったメリットもあると思いますので、そのところは努力していただきたいと思います。また、単に都市ガスを大規模に小売販売することのみに満足されることなく、利用者にコジェネレーションなど高度な天然ガス利用を誘導することを心がけていただくべきであるというふうに考えます。

もう一つは、問題となる行為を明示するという、これは重要でありますけれども、余りに望ましい行為として事実上、事業者らを縛るということには慎重であっていただきたいと思います。例えば委託される関連会社等の既存事業者あるいは新規参入者への経営戦略というものは、本来、大いに尊重されるべきものであって、その創意工夫を引き出す設計をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

次は引頭委員、どうぞご発言ください。

○引頭委員

ありがとうございます。

基本的には今回のご提案は賛成でございます。その中で心配なこと、意見を3点と質問が1点ございます。

1点目の意見ですが、今、草薙委員もおっしゃっていた関連会社等に対して新規参入業者が委託した場合ですが、資料4のP11の注2に、単に需要密度の差異を理由に単価を変えてはいけない、同じ価格で受託するようという趣旨が記載されています。資本関係があるところ、ない

ところを含めて需要密度が低いといえますか、お客様がまばらな地域ではどうしても高い値段になってしまうと思われます。つまり、開栓するだとか、点検するといった作業量そのものは需要密度の高いところも低いところも同じではあったとしても、需要密度が低いところにおいては、その体制づくりという固定費部分では随分変わると思うんです。

そうした点を考慮せずに単価を同等にってしまうことは、少しやり過ぎかなと思いますので、そのあたりはちゃんと実態を判断しながらやっていただきたいというのが1点目です。

2点目は営業妨害についてです。点検しているときに、もともと受託していた既存のガス会社の宣伝をしてはいけないということについて、それはそのとおりだと思います。ただ、宣伝してはいけないのは、ガスの使用プランについてということに限定すべきだと思っています。どういうことかといいますと、例えば点検したときに消費機器が劣化し大変なことになっているときに、消費者が相談したいと思っても点検者が、私は営業妨害になるから何もお答えできませんとなった場合、消費者の方々はそれで満足するのでしょうか。一回、社に戻ってからですと、お答えできますと言われても、困ってしまうと思うのです。ですので、消費者の方が聞きたいことがあれば、押し売りはもちろん論外ですが、きちんと選択肢をお示しするぐらいのことはしないとならないのではないのでしょうか。実際の現場で、消費者が自由化に対して不信感を持つようなことになってはいけないと思いますので、この点についてもお考えいただきたいと思います。

3点目ですが、深山委員や大石委員を初めとして多くの委員の方がおっしゃっていましたが、新規参入事業者といえども、小売事業者として入ってきたのであれば保安の最終責任は新規参入事業者にあるというのは当然だと思っております。そうしたなかで、保安を委託者に丸投げしてしまうという姿勢は大きな問題でないかと思われますので、委託した場合でも保安についてのトレーニングをきちんとやっているかどうかについて、国のほうで見るような仕組みも必要なのではないかと思いました。

最後は質問です。資料の16ページの一番下の黒い丸に、小売自由化後の適切なタイミングで改めて検証することとしてはどうかと書いてありますが、その適切なタイミングとはいったい何なのかということです。というのは、今までいろんな委員の方がおっしゃっていましたが、もしかしたら競争が加速するかもしれないですし、一方で今、役所が心配しているように営業を妨害したり、価格が上がったりするようなことがあるかもしれない。どうなるか本当のところはわからないのですが、そういう心配になっているのも価格レコードがないことが背景にあるからだと思われるので、ある程度、価格レコードが整った時点で私は速やかに検証すべきだと思います。どちらの方向にいくかはわかりませんが、その状況に応じて必要な措置をとれば良いのではないかと考えております。余りにも長く放置過ぎてしまいますと、経済実態と合わなくなっ

てしまう可能性もあるのではと思った次第です。これは質問でございます。

以上です。

○山内委員長

では、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

多分、最後の発言になるかもしれませんが、細かいことからいきますと、この委員会に出てくる資料は大事なことを注に書いてあることが多過ぎまして、見落としちゃうことが多いので、論文審査だと多分、本文に書けとかという話になると思うので、そのところは今さら言っても遅いかもしれませんが、きょうは特に感じました。

二つ目は、委託先のところで競争が起きることが大事だとすると、ほかの業者でもできるんだという話がありましたけれども、例えばLPの人がやろうとしても都市ガス会社の資格があって、それが参入障壁になってはいけないので、LPのほうの国家資格と都市ガス会社の資格との間の壁というのをなくすというところは、はっきりさせたほうがいいのではないかと思います。それから、もし委託会社間の競争が起きてくると、他人にとられたところの受託をあえてするというケースもあると思いますので、値段を安く請け負うということもありだと思うので、そこは、そういうつもりではないんでしょうけれども、同等と言ってしまえば同じ値段でなければいけないという意味ではないということは、確認したほうがいいんじゃないかなと思います。

それが細かい点の幾つかなんですが、全体として私はこの会議を通じて支配している空気が余り好きではないんです。まず、新規参入のほうの電力業界、石油業界の方に対してお願いしたいんですけれども、何となくきょうの委託の話というのはフリーライドという話もありましたけれども、自分たちが割と楽な形で新規参入できるようにしたいというふうに読めるわけですが、本当に電力が自由化になり、ガスが自由化になった後、これからどうなるかという、ずっと大石さんが心配されていたように値段で安くて、エネルギー多消費という話になったらおかしいわけで、個々の消費者にとってエネルギーを効率的に使い、トータルとして節電にもなり、節ガスにもなり、しかも料金はメリットになるような提案をきちんとやるような会社が生き残っていくという話になりますと、多分、勝負どころは顧客との接点だと思うんです。

だとすると、委託先のところは非常に大事なわけですから、自分たちがどうやって顧客接点を確保していくのかということこそが一番勝負どころなのであって、この制度で甘んじるというわけではなくて、そういう形の競争にしていだかないと困る。ヨーロッパを見ている、結局のところ、エーオンなんかは今どちらかというとガスの売上高のほうが多くなっているわけですから、本当に総合エネルギー企業になろうとするのならば、ガス会社に負けられないような顧客接点

をどうやって確保していくのかという、ここが非常に重要なポイントになると思いますので、きょう、ここで議論していることよりも、そっちのほうがもっと重要なのではないかと思います。

それから、ガス会社のほうなんですけれども、1年前の電力自由化を来年4月に控えたというときと今とを比べますと、ガス自由化と電力自由化の一番決定的な違いは、電力会社の場合には明らかに東京エリア、ほかのエリアにも他電力が入ってくるという話がもうちょっとあったと思うんです。ガスの場合には何となくそういう話が全く聞こえてこないで、ここで議論していることも競争が起きれば、こんな制度は必要ないというのが多いんですけれども、本当に競争が起きるのかどうかというところが非常に心配なわけです。

何となく小口の自由化の話をしていたんですけども、競争が進みそうなのは二重導管の規制が緩んだので、大口のほうは進んだと、小口では余り進まないというようなことが起きちゃいますと非常に問題だと思うんです。つまり、何でライフバルが大阪に行くだとか、エネドゥが東京にやってくるだとか、サービスショップが名古屋に行くだとか、そういう話が何で出てこないのか。それがないこと自体が非常に空気を悪くしているところだと思います。

本質的な問題は制度設計以前の問題で、ちゃんと自由化のところで企業としてどうやった戦略で、どういう競争戦略を本格的に展開していくのかということをも真面目に考えないといけないところにきている、そうしないともう一度、33回、やるかどうかわかりませんが、こういう会議がまた開かれて、また、ぎりぎりやることになると思いますので、競争マインドを持つということが大前提なのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

池田委員、どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。

他の委員が全て指摘されておられることですが、私からもコメントさせていただきたいと思います。資料4の10ページに、一般ガス導管事業者とガス小売事業者とから、導管と小売の両方の仕事の委託を受けた方が需要場所に行くということですが、新規参入のガス小売事業者から新たに委託を受けるという場合に、導管の仕事もちゃんと受けられるように、資格の共通化を図ったほうがいいんじゃないか、つまり、新規参入者からガス供給を受ける場合には2回在宅しなければならない状況になることは、新規参入者が需要家を獲得する上でハードルになると思います。LPガス協会さんが消費機器調査等の業務の担い手になりたいとおっしゃっていたように、新たに

こういった作業を受託したい方が、小売事業者の仕事だけでなく、導管の仕事もちゃんと引き受けられるような制度、環境を整えていただきたいと思います。

それから、今回の議論の対象となっている消費機器調査等に関する業務は、これまで議論されてきた導管やタンクに比べると、エッセンシャル性はないのではないかと思います。LPガス協会さんも参入したいとおっしゃっていますので、代替的な取引先として、新規参入者にとって仕事を頼める先が既存ガス会社等の他にもあるという競争環境にあるのであれば、このような同等の料金を求めることはかなり厳しい規制になってしまうのではないかと思います。したがって、このルールというのは資料4の16ページにありますように、来年4月の小売全面自由化の当初からガス小売事業者間の競争を活性化し、需要家の利益を最大化するためであり、現状、既存ガス会社やその関連会社等に圧倒的なノウハウがあるということが今回のご提案のポイントであって、新規参入促進が最大の理由であると思いますので、いずれ代替的な取引先を容易に見出すことが出来る競争環境が整備されれば、このようなルールは必要はないと思います。

次に、関連会社等の定義について、既にご指摘、ご議論がありました。とりわけ、資本関係がなく、全く独立した委託先の場合には、いくら継続的な取引関係があっても、事業者さんが本来、決めるべき手数料を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託するように強制することはできないと思います。既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないと「問題になる行為」としてガス事業法に基づく業務改善命令等が発動され得るという立てつけになっておりますが、既存ガス会社と委託先のガスショップの方との交渉で互いが納得できれば良いですが、それでも応じられないとかいう場合には、無理に相手方に不利益な取引条件を押し付けると独占禁止法の優越的地位の濫用にも当たり得るので、ガス事業法違反にならないように対応したら独禁法違反になってしまったみたいなことはぜひとも避けていただきたいと思いますので、公正取引委員会と経済産業省との共同で適正取引ガイドラインをつくられると思いますが、その際にはぜひ、その調整をされた方が良いのではないかと思います。

最後ですが、引頭委員もご指摘されていましたが、新規参入者から委託を受けて開栓などの業務をやるときに、既存ガス会社のほうが料金が安いということで契約を切り替えることは良くないですが、例えば調理器具やガス漏れ警報器のような機器販売については、ガス供給契約とは異なり、新規参入者との競争関係にはないのですから、そこについては新規参入者に対する取引妨害には当たらないのではないかと思います。むしろ、お客さんが知りたいことを妨げるような制度設計にはしないほうが良いのではないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

引頭委員の需要密度に関するご発言は、事実誤認なのではないかと私は思っているので、念のために確認させてください。ここで書いていることは、例えば同じ地域で東京ガスが97人の客さんを持っていて、東京電力が3人のお客さんを持っていて、3人というのは需要密度としてはとても低いので、97人の比べて高くするという、これはいけないということを言っている。全く違う地域で、こちらは同じところに1,000人が住んでいて、こちらは10人しか住んでいないのでコストが若干高くなるので、東京ガスにも東京電力にも同じように、この地域の場合には高く要求するというのに関していけないと言っているのではないかと私は理解しています。

これはかなりクルーシャルなこと。新規参入者は最初はすごくシェアが低いはずですから、そのところで低いシェアというのに対応して高い料金と言われたら、本当に参入阻止効果を持ってしまう。事務局が書かれていることはとても重要なことだと私は思っているので、これはこのまま維持していただきたい。事務局が言っていることは、私が今、言ったようなことだと思っているが、誤認を避けるために、そのことを再度事務局からも明確にしていきたい。

それから、言うまでもなく、委託を受けたところが営業してはいけないというのは、もちろん、ガス事業法の範囲のところだけ。金網ストーブがついているところに、これは危ないですから買いかえたほうがいいですよ、今、いいガスストーブがありますよなんていう営業は、どう考えたって今回のルールに違反するはずがない。そういうふうに誤認されるおそれがあるなら、この場で明確にしておくのは意味があると思います。ただ、消費者が求めていることならなんでも言ってもよいというところまで拡張解釈されたら困る。

例えば電力市場では、震災後電力が不足しているときに何でオール電化営業をまだ続けるのかという疑問を呈した時に、私たちは営業していない。だけれども、お客さんが求めているんだから仕方がないでしょう、と強弁し、実質的には営業を続けて電力需給、安定供給を本当に心配していた人たちを苛立たせたという例もある。お客が求めているという口実を安易に認めると、幾らでも言いわけができるという先例があるわけですから、ガスのほうはお客さんから、今、新規参入者と契約したけれども、東京ガスだと本当はもっと安いんですかねと聞かれて、委託された保安のついでに実質営業をしてしまうとかというようなことは許されるのか。本当にお客さんから言われたからいいと認めていいのかは考えていただきたい。私は事務局のラインが基本的に正しいと思います。

それから、最後だと思うので、橘川委員がおっしゃった競争マインドということなんですけれども、私はずっと最初から、前の委員会ของときから繰り返し主張しています。都市ガスの競争市

場は競争基盤が電力に比べてはるかに脆弱だという側面もある。強力なコンペティターはいるけれども、コンペティターの数に限られる。電力会社あるいはほかにもあるんだけど、電気に比べればはるかに想定できるコンペティターは少ない。それから、導管がつながっていないので、他地域から都市ガス事業者が入ってくるのがとても難しい。

さらに発電機を1基建てて参入するという市場規模と、LNG基地を1基建てて参入するというのでは、獲得しなければいけないマーケットシェアはまるで違う。関西電力が東京あるいは東北で発電機を建てて東京市場に参入することはリーズナブルだとしても、大阪ガスが東京でLNG基地を建てて入ってくるのは遥かにハードルが高い。そういう脆弱な競争環境。大阪ガスが入ってくるとしても東京電力を組んで入ってくるとか、そういう限定的なことしかできないということ。私たちは認識した上で、競争マインドの話もちろん重要かもしれないけれども、そういう脆弱な市場なんだから、なおさら、競争基盤をきちんと整備し、競争を促すような制度設計をしなければいけないということです。最後の段階でこんなことが出てくるということは、この共通認識が薄かったのではないかと、これを若干懸念しています。次に引き継ぐ委員会では、この点を最初にもう一度、確認すべきかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

松村さんは本当に味方を減らす天才だと思うんですけど、言っていることはそんなに違わないと思うんですけど、だからこそ、企業はちゃんと考えてほしいということを言いたいわけですね。なかなか、厳しい制約条件があるからこそ、ちゃんと、そこであえて競争するという姿勢を見せないと、また、いろんなことが起きますよということを言っているわけであって、多分、言っている方向性は同じだと思うんだけど、普通の人が聞くと何かけんかしているように思えちゃうという、この仕組み自体がずっとこの委員会は33回にわたって、何度か言ってきましたけれども、発言の仕方にもいろいろ工夫が必要なんじゃないかと私は思います。

○山内委員長

多分、引頭さんも松村さんと解釈は同じじゃないかと思うんだけど。

○引頭委員

松村委員のおっしゃったようなふうに私には読めなかったので意見を述べました。資料では、需要密度としか書いてなかったのが大変心配していたのですが、もし、松村委員のご解釈であれ

ば、事務局のご提案に賛成でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

随分、長くやらせていただいて、最初のうちとことしに入ってからと、随分、方向性が変わってきたように思っています。現状があつて現状を把握すると電力の場合、例えばBtoBでガスが電力に入っている割合というのは、大口を入れても数%というオーダーだと思うんですね。電力がガスに入っている大口のとり方は17~18%という状況、この現状があつて、もちろん、理想というのは競争原理を入れてなるべく活性していくと。

ただ、保安とか、そういうところはきちっと最低限のミニマムリクワイアメントはあると思っていますけれども、ただ、現状を踏まえた上で、これからお役所の中で省令だとか、あるいはガイドラインというものをつくっていくというときに、余り既存の例えばLPにしろ、都市ガスにしろ、膨大な数の事業者がいるわけで、大きな規模から小さな規模までありますので、なるべく非線形、非対称といったほうがいいかもしれません、いろんな業界での非対称な規制というのが余り強烈になり過ぎると、日本の活性化にもならない、地域の活性化にもならない可能性も出てきますから、ガイドラインや省令をおつくりになるとときには、十分、そこら辺のことを考えた上で、最適なところで地域の活性化も踏まえて強靱化の観点を踏まえた上で、つくっていただきたいという要望です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

とりあえず、よろしゅうございますか。それでは、どうぞ、ガス協会。

○幡場オブザーバー

今日が一つの区切りの小委員会ということでございますので、少しここ数回の小委員会も振り返りながら、都市ガス業界として考えています意見を若干、申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、これまで多々、議論を重ねてまいりましたガスシステム改革は、成熟した既存のネットワークを前提として競争促進を図ります電力システム改革とは異なりまして、競争の促進と天然ガスの普及拡大、それから、保安の確保という三つの目的を同時に達成していくというような、大変難易度の高い改革であるというふうに私どもは考えております。これまで真摯にご検討いた

いただきました委員の皆様、また、事務局の皆様に改めて深く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

他方、ここ数回の審議会の論点については、パンケーキ料金の解消、それから、二重導管規制の緩和、それから、LNG基地利用、それから、本日、やりました消費機器保安業務の委託制度について、やや競争促進に傾斜した議論がなされているのではないかなというふうに私どもは考えております。その結果、先行します電力システム改革よりも厳しい参入促進策が求められる内容が方向づけられて、これまでみずからインフラを整備し、天然ガスの利用拡大の一翼を担ってまいりました中堅や中小都市ガス事業者の経営に、急激かつ大きなインパクトを与えかねない制度改革の部分があるのではないかなというふうに懸念しております。

以下、幾つか申し上げたいと思いますが、一つはパンケーキ料金の解消であります。パンケーキ料金の解消は、連結されましたネットワークのコストを全て下流の中小ガス事業者が託送料金の形で回収する制度として方向づけがなされましたが、この結果、卸し元との契約再締結とか、あるいは事務負担のほとんどを中小ガス事業者が負うこととなります。お客さま件数が少ない事業者では、1件当たりのお客さまの負担が極端に大きくなるということなども懸念されます。

特に複数のルートからガスを買入れている、あるいはガスが流入している場合、下流の中小ガス事業者は全ての上流側の導管コストを含めた託送料金を設定する必要があります。複雑な作業が必要となります。また、将来、需要変動が発生した場合に、託送料金が不安定になることなどの課題が起り得るというふうに考えております。

また、未熟調ガスを供給する一部の大手特定ガス導管事業者さんの託送料金は非常に高く設定されておりまして、これらの導管がパンケーキ解消の対象となりますと、下流側の中小ガス事業者の託送料金が上昇して、LPGや電気など他燃料との競争力が弱まることの危惧をしております。そういう声も出ております。これらの事業者の実態を把握いただきまして、ぜひ、それらを踏まえた事後の検証をお願い申し上げたいというふうに思っております。

次に、二重導管でありますけれども、二重導管規制については今回の制度改革で一般ガス導管事業者は託送料金が届け出制から認可制になりました。最終保障供給義務を負いまして、また、一部の事業者は法的分離の対象とされるなど、規制が大幅に強化されたというふうに思っております。一方で、特定ガス導管事業者は料金は届け出制のままでございます。最終保障供給義務もなく、法的分離の対象にもならない中で、未熟調ガス導管による供給のための要件は大幅に緩和された、そのような状況になっております。

この制度が実施されますれば、既存事業者のお客さまが新規参入者に移転することになり、大手事業者はもとより中小事業者についても、供給区域内に敷設された未熟調の卸用導管による大

口のお客さまへの直接供給が可能となりまして、非常に大きな打撃を受けることになるのではないかなと思っております。今回の二重導管規制の緩和が一般ガス導管事業者のパイプライン整備に悪影響を与えていないか、あるいは部分最適になっていないかといった視点で、ぜひ、事後検証していただきたいというふうに思っております。

次に、本日の消費機器保安業務の委託でございますが、我々ガス業界はこれまで長きにわたって守り続けてまいりましたお客さま保安を競争促進の観点により、新規参入者に同じ条件で提供することになれば、新規参入の方々は実質的に保安体制を持たずに参入が可能となります。ガス安全小委員会では、保安の確保に向けて小売事業者と導管事業者が協働することが合意されましたが、本小委員会においてこのような委託制度が創設されることにより、新規の小売事業者を含めた協働が実現しないのではないかという危惧を抱くものであります。

最後に、LNG基地の第三者利用についてでございます。ガス小売事業者の競争力の源泉でありますLNG基地を同一条件、同一料金にて第三者に利用させる制度は、電力事業者に対してベース電源に同様の措置を求めることに等しいのではないかというふうに考えておりまして、極めて厳しい措置であるというふうに受けとめております。今後の検討におきましては、LNG基地保有者の投資リスク等を考慮した制度としていただけますようお願いを申し上げたいと思っております。

これらの論点は、具体的な運用に関して検討すべき課題がこれから数多く残されておまして、我々の会員事業者からは措置された内容を十分に理解できない、あるいは事業者として責任を持った対応ができるか不安であるといった声が多く寄せられております。今後、事務局にてこれらの詳細制度が設計されることとなりますが、既存事業者が新規参入者の方々と切磋琢磨しながら、しっかりと安定供給と保安を守っていけるよう、特に中小事業者の実態を踏まえた詳細制度の設計と運用をお願い申し上げますと考えております。また、各地方の経済産業局様と連携をとっていただき、事業者への十分かつ丁寧な説明についても、あわせてをお願いを申し上げます。

最後に、我々都市ガス事業者は来年4月の小売全面自由化に向けて、積極的に準備を進めてまいりますので、今後とも委員の皆様、事務局の皆様には引き続きご支援、ご指導をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。

まず、保安についての最終的な責任とは何かという大石委員からのご指摘ですけれども、まず、小売事業者の責任は法律上、課される全ての責任だと考えていまして、そういう意味では、仮に消費機器調査を委託した場合でも基本的には何かあれば、それは小売の責任となるということだと考えています。

それから、新規参入者もみずからそういう保安体制を築くべきであるというご指摘をほかの委員からもいただいておりますけれども、そのこと自体はもっともだと思いますが、今の既存のガス事業者の保安の実態を見ますと、こちらはまさに関係会社等を活用しながら、きちんとした保安体制を築いているということだと考えています。そういう意味では、その部分を委託すること自体を禁止すべきとは考えておりませんで、今の既存ガス事業者が築かれてきた保安体制の理解も含めて、制度をつくっていくべきと考えています。

加えまして、最後のコメントで幡場オブザーバーからもご指摘がありましたけれども、今の既存ガス事業者が築いてきた体制自体はある意味、地域独占の中で、認可料金の中で築かれてきた体制であると、今回は築かれてきた保安体制を特に自由化当初、新規参入者もある意味、活用できるような形とするということであるのはご理解いただければと思います。

それから、内管工事費用につきましては一度、預からせていただいて、また別途、ご回答させていただきます。

経過措置の指定自体は、最終的にはパブリックコメントを見ながら国が決めていくことになりますけれども、中でいいますと、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聞いて、資源エネルギー庁が決めていくということになるかと思っています。

それから、続きまして内藤オブザーバーからLPの保安への参入の意思あるいは価格競争について幾つかコメントをいただきましたけれども、そこは全くウエルカムでして価格競争があり得る、あるいは事業者によって価格が違うということを今回の措置で否定しているわけでは全くありません。同じ関連会社あるいは同じ事業者が委託する人によって価格を分けるというのは、避けてもらうというのが今回の趣旨ですので、この事業者のほうが違う価格で同じ保安事業をやるというのを否定することではないということは、確認をさせていただきたいと思います。

それから、引頭委員からご指摘がありました幾つかの点ですけれども、まず、密度の話は松村委員からもお話いただいたとおりのことを我々としても考えているところであります。同じ地区に例えばA事業者、既存事業者が97件の契約を持っていて、新規参入者が3件の契約を持っていると、同じ地域の話でそうなのであれば、97件と3件の違いをもって価格の差をつけるのは問題であるということでもあります。そういう意味では、その地域全体の需要密度が違うことによって、例えば異なる関係会社間で価格が違うとかいうことを否定するわけではありません。

それから、営業妨害についてのお話についても、松村委員からご説明があったとおりに思っています。ガス事業の話の中でありまして、そういう意味では、別のガスプランを提示するとかというのが問題であるということで、例えば契約の中でガス機器は売らないでくれというようなことがあれば別ですけれども、ガス機器について本件で規制すると、規律するということではないと考えています。いずれにしても、需要家の利便性を阻害しないような制度設計としたいと考えています。

それから、トレーニングの件は、補足があればガス協会さんのほうからお願いしたいと思えますけれども、基本的には新規参入者も含めた保安の研修が今、準備されているということだと理解しております。自由化によって保安レベルが下がるといったことが、まかり間違ってもないような設計を引き続き築いていきたいと考えています。

それから、橘川委員からありました価格を安くすることはあり得るのかという点ですけれども、既存ガス会社よりも安くすること自体は否定をするものではないと考えています。

それから、池田委員からご指摘いただきましたエッセンシャル性がLNG基地と違うのではないかという点ですけれども、ご指摘はごもっともだと思います。ただ、自由化当初は既存ガス会社あるいは関係会社に圧倒的なノウハウがあるということで、一定のエッセンシャル性があるのではないかと考えておりました。そういう意味では、ワンストップ性を実現するためにも、本件で新規参入者が委託しやすい環境整備をすることが必要だと判断しております。ご説明させていただいていますとおり、今後、プレーヤーがふえてきて、十分な競争環境になって、こうした規律が必要ないという状況になれば、これは解除していくということかと思えます。独禁法との関係は、引き続き整理をしたいと思えます。

それから、最後に幡場オブザーバーからお話がありましたけれども、二重導管規制あるいはパンケーキあるいはLNG基地の第三者利用、それから、きょう、議論いただいた消費機器につきましては、ご議論いただいたラインで制度整備を進めていきたいと思えますけれども、ビジネスの実態を踏まえて詳細な制度は決めていきたいと思っております。加えまして、それぞれ、検証させていただくという話はさせていただいているかと思えますけれども、遅くならないタイミングで今回の制度がガスの市場にどういう影響を与えているかというのは、きちんと検証させていただいて、どこか変えるべきところがあれば、そこは見直しをしていくということかと思えます。

以上であります。ありがとうございます。

○山内委員長

どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

先ほど質問させていただいた検証のタイミングについてお答えいただけなかったと思うんです。

○藤本ガス市場整備課長

失礼しました。今時点でどのタイミングで検証するかというのを決めているわけではございませんけれども、大きな制度改革であるのは間違いないので、それぞれの判断に遅くならないタイミングできちんと早目、早目の検証をしていきたいと考えています。ありがとうございます。

○山内委員長

そのほか、いかがですか。

○幡場オブザーバー

今、課長から話がありました消費機器等の調査の講習とか、資格について補足を申し上げたいと思います。第24回のガスシステム改革小委員会でご説明したんですが、今、日本ガス協会が中心となりまして、それに関する資格制度の詳細の検討を進めている最中でございます。

具体的な内容は、5月31日に開催されましたガス安全小委員会の保安対策ワーキングにおいて少しご説明を申し上げましたが、内容をかいつまんで申し上げますと、一つはこの資格講習の内容は基礎知識と実務知識と修了試験を中心に、3日間で行われるというコースを考えておりますが、例えばLPGガスさん等でそれに関する同様の資格を保有する方、これについては1日にその講習を短縮するというような柔軟な対応をしてみたいと思っております。また、受講の開始時期であります、今年8月から募集を開始して10月には教育を開始すると、そういう予定になっております。今のところ、本年度中に10回、開催して、延べの受講者200人から400人の方に、こうした受講をしていただくような体制検討をしている最中でございます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

ほかに何かご発言はございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、最後に私のほうで少し取りまとめたと思うんですけれども、きょう、2番目の議題の消費機器等の調査の委託の環境整備、これは基本的に皆さん、この制度について全面的に変えろというご意見ではなかったというふうに思いますけれども、委託の競争環境といいますか、独占性の問題ですか、そういったところをよく踏まえた上で、詳細制度設計を行っていただきたいというようなご意見だったというふうに思っております。

それから、本日が最後の会議ということに多分、なろうと思います。それで、議論すべき小売の全面自由化に係る主要論点については、おおむね議論を終えたというふうには思っております。その上で、きょうは導管の整備方針もまとめることができました。その意味では、これまで委員

の皆さんのいろいろ活発なご意見あるいはご協力に対して感謝を申し上げるところでございます。

ただ、私の個人的な感想から言うと、まだ、少し積み残している点があるかなというふうには思っております。それで、時間の問題もあり、また、問題の細かさの問題もあり、完全に我々がここで議論できなかった点もあろうかなというふうに思っております。これから事務局におかれましては、詳細な制度設計を詰めて、政省令あるいはガイドライン等の作成ということになるわけでありまして、今申し上げた議論の積み残しとか、あるいはその他にもいろいろなご意見が出ましたので、その辺を踏まえていただいて、現実には即したリアルな制度設計、さっき、課長もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、そういうことに努めていただきたいと思っております。以上を私からお願いして、最後、私のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今、申し上げましたように本日は小委員会の一つの節目ということになりますので、最後に多田電力・ガス事業部長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

○多田電力・ガス事業部長

それでは、一言、申し上げたいと思います。これは最後と別に決まっているわけでは本来はなくて、今、お話があった節目、区切りかと思っておりますが、当初、来年4月の小売の全面自由化に向けて、詰めておかなければいけない主要な課題というものについて一通り、ご議論をさせていただいて、大きな方向性をまとめていただいたということでご挨拶をさせていただこうと思っております。

きょうもさまざまなご意見が出ました。私もほぼほかの業務と重ならない限り、毎回、出席しておりましたが、事務局に座っている人間としては、時々、はらはらする場面もなかったとは言えないという状況かと思いますが、ひとえに都市ガス分野、先ほども何人かの先生方からありましたけれども、お客様に近いところで、そして保安ということを抱えながら事業をやっているという、電気と同じだと言われながらも違う部分が大きいということで、個人の生活に基づくさまざまなご意見などもあり、時には議論の違いといったものが鮮明となったところもありましたけれども、結論としては、これまでやってきていただいている事業者の方々へのリスペクトもあったと思いますし、それから、今後への期待、そして、新規事業者の方々に対する期待、事業者の方々への強い期待のあらわれだったというふうに思っております。

他方で、自由化という新しい舞台が出てくるわけですので、この場で申し上げるのが適切かどうか分かりませんが、消費者の方々にも自由化というのは一体どういうものなのかというふうなこと、単に不安というだけではなくて自分で事業者を選んでいく、そのことがまた市場を変えていくと、こういったような面もある。これは電力も同じなんです、そうした状況という

ものは、自由化というものは与えられているものではなくて、その後の姿は我々消費者の方々だけではなくて、需要家の方々、さまざまな市場への参加者、みんなで新しくつくり上げていくものだろうと、こういうふうに思う次第であります。

特に自由化の中で一番チャレンジingなことが求められるのは、我々行政だと思っております。自由化といいましても、小売を自由化しているということでありまして、導管部門に規制が残っているのはもちろんでございますし、他産業との競合、そして、総合エネルギー企業化を目指していく、あるいはきょうの議論にありました導管をどう整備していくか、自由化の中でも国が一体、どういうふうに関与していくのが一番いいのか、そして、きょう、同席している監視等委員会の監視というのはどういうふうな役割がいいものなのか、我々は電力の経験を少しずつ、今、持ち合わせておりますが、新しいチャレンジだと思っております、自由化によって得られる最大の便益を我が国全体が享受できるように、さらに行政として鍛錬を重ねていきたいと、こういうふうに申し上げておきたいと思えます。これからまだ、ガスの参入の動きは少ないという話もありましたが、我々は電気でも消費者への周知が足りないといったご指摘もいただきました。都市ガスにつきましても来年4月に向けて、しっかり行政として取り組んでいきたいと思えます。

最後になりましたけれども、33回にわたりましてずっと委員長を務めていただいた山内委員長には、心から御礼を申し上げたいと思えます。最後になりますが、しっかりと今回、ご議論いただいたことを我々として実際にリアルな実態を踏まえて、実現していくことに取り組んでいくということを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

本日の議事は以上でございますけれども、何かご質問、ご発言等はございますか。よろしゅうございますか。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、以上をもちまして第33回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。また、いろいろとお世話になりまして、どうもありがとうございました。

—了—

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541